

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月31日
【発行者の名称】	ディープラス株式会社 (D-Plus Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻谷大作
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄5-13-21パネ協名古屋センタービル4階
【電話番号】	052-265-7108
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 井手麻衣子
【担当 J - A d v i s e r の名称】	名南M&A株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役 篠田康人
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋34階
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ディープラス株式会社 https://www.d-plus.info/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e rを選任する必要があります。J—A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期中間	第12期	第13期
会計期間	自2025年 12月1日 至2026年 5月31日	自2024年 7月1日 至2024年 11月30日	自2024年 12月1日 至2025年 11月30日
売上高	(千円) 5,734,458	3,915,621	9,258,615
経常利益又は経常損失(△)	(千円) 362,131	△ 26,150	150,573
中間(当期)純利益又は当期純損失(△)	(千円) 244,216	△ 27,615	92,016
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) -	-	-
資本金	(千円) 10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株) 1,000,000	200	200
純資産額	(千円) 339,491	702	92,719
総資産額	(千円) 3,735,082	2,654,448	3,245,836
1株当たり純資産額	(円) 339.49	0.70	92.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) - (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期 純損失(△)	(円) 244.22	△ 27.62	92.02
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円) -	-	-
自己資本比率	(%) 9.1	0.0	2.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △ 7,593	237,734	59,193
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △ 97,825	△ 25,610	△ 276,993
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 34,393	△ 98,868	415,866
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円) 324,609	197,569	395,635
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 173 (40)	133 (39)	163 (33)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第12期中間会計期間及び第13期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第13期及び第14期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、各期間の平均人員を()外数で記載しております。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第13期の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けており、第14期中間会計期間の中間財務諸表について『特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例』第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けておりますが、第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。

8. 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
9. 第12期は、決算期変更により2024年7月1日から2024年11月30日までの5ヶ月間となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数（人）
173（40）

- （注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、中間会計期間の平均人員を（）外数で記載しております。
2. 当社はカーリース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

（2）労働組合の状況

当社には労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより個人消費の持ち直しの動きが見られる一方で、政治情勢の変動によるエネルギー等の原材料価格の高騰や消費者物価の上昇による消費の減速懸念や世界的な物価上昇や金利引き上げ等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

【当社のビジネスモデルについて】

当社の事業は、個人向けカーリースを核とした「車両のライフサイクル」を全方位でサポートするストック型ビジネスです。新規のリース成約（リース車両販売）を起点とし、その後の維持管理（整備料金）を自社で引き受けることで顧客接点を維持します。数年後に訪れる「リース満了」や「早期乗り換え」のタイミングでは、お客様が使用していた車両を当社が適正価格で買い取り（オークション車両販売）、それを新たなリース車両や中古車販売の優良在庫として再投入する好循環を実現しています。この循環型モデルにより、外部からの仕入れコストを抑制しつつ、高い収益性を確保しております。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は5,734,458千円、営業利益は387,081千円、経常利益は362,131千円、中間純利益は244,216千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析を行っておりません。また、当社はカーリース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末に比べ71,025千円減少し、324,609千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりです。なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析を行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は7,593千円となりました。これは主に、税引前中間純利益362,141千円を計上した一方で、売上債権の増加額224,904千円による資金の減少、棚卸資産の増加額153,925千円による資金の減少が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は97,825千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得により66,321千円を支出したほか、定期預金の預入によって13,200千円を支出したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は34,393千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が204,000千円あった一方で、長期借入金の返済により111,188千円の支出、短期借入金の純減少額により49,800千円の支出が生じたこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はカーリース事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自2025年12月1日 至2026年5月31日)	前年同期比 (%)
カーリース部門 (千円)	5,201,367	-
整備钣金部門 (千円)	533,090	-
合計 (千円)	5,734,458	-

(注) 1. 2026年11月期中間期より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	当中間会計期間 (自2025年12月1日 至2026年5月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
昭和リース株式会社	2,555,070	44.5
プレミアム株式会社	1,031,601	17.9

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、及び2026年4月10日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社は2025年2月12日に名南M&A株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、名南M&A株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

1. 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a. 次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a、jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2. 銀行取引の停止

甲及び乙が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

3. 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合 その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c. 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

4. 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b. 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

5. 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合 その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその

効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b. 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c. 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号・bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

6. 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii非上場会社からの事業の譲受け、iv会社分割による他の者への事業の承継、v他の者への事業の譲渡、vi非上場会社との業務上の提携、vii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viiiその他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

7. 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

8. 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

9. 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

10. 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

11. 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

12. 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

13. 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

14. 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

15. 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行

する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において確定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

16. 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

17. 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

18. 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

19. 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事象が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

20. その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所へ通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。
主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

契約形態	コミットメントライン契約
総借入限度額	500,000千円
契約締結日	2021年12月17日
契約期間	2021年12月17日～2026年10月31日 以降1年間の期限ごとに更新。
担保	なし

なお、財務上の特約の内容につきましては、「第6【経理の状況】1【中間財務諸表等】【注記事項】（中間貸借対照表関係）※4 財務制限条項」に記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の中間財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【中間財務諸表等】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載しております。

(2)財政状態に関する分析

第14期中間会計期間（自 2025年12月1日 至 2026年5月31日）

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は2,506,369千円で、前事業年度末に比べ436,297千円増加しております。売掛金の増加224,904千円、商品の増加154,527千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,228,054千円で、前事業年度末に比べ53,095千円増加しております。建設仮勘定の増加18,880千円、建物の増加14,783千円、機械及び装置の増加14,173千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,028,993千円で、前事業年度末に比べ173,656千円増加しております。未払法人税等の増加71,776千円、その他（未払消費税等）の増加48,884千円、1年内返済予定の長期借入金の増加44,935千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は1,366,597千円で、前事業年度末に比べ68,817千円増加しております。長期借入金の増加47,877千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は339,491千円で、前事業年度末に比べ246,771千円増加しております。これは中間純利益の計上244,216千円が主な変動要因であります。

(3)経営成績の分析

当中間会計期間末における売上高は5,734,458千円、営業利益は387,081千円、経常利益は362,131千円、中間純利益は244,216千円となりました。

主力部門であるカーリース部門においては、新たに関西地区への出店によりリース契約が増加し、安定的な収益基盤の確立に寄与しました。また、整備钣金部門の钣金サービスにおいても、カーリース車両利用年数の長期化に伴い修理需要が堅調に推移しました。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

今後の経営成績に影響を与える要因としては以下が挙げられます。

マクロ環境：物価上昇、金利動向、中古車市況の変化

競合環境：カーリース市場の拡大に伴う競合他社との価格競争激化

内部要因：新規出店に伴う先行コスト、販売人員の採用・育成に係る費用負担

規制・技術要因：EVシフトや環境規制への対応が事業モデルに与える影響

これらの要因に対し、当社はEV対応型リース商品の拡充、デジタル販売チャネルの強化、業務効率化によるコストコントロールを重点施策としております。

(5)資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間会計期間末における総資産は3,735,082千円、純資産は339,491千円となりました。財務基盤は一定程度の安定性を確保しておりますが、今後の事業拡大に伴う設備投資や人材投資に備え、資金調達手段の多様化を図る方針です。

キャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローが△7,593千円、投資活動によるキャッ

シュ・フローが△97,825千円、財務活動によるキャッシュ・フローが34,393千円であり、当中間会計期末における現金及び現金同等物残高は324,609千円となりました。これにより短期的な資金流動性は十分に確保されております。
今後も銀行借入等による外部資金の調達を適切に活用しつつ、安定的な資金繰りを維持してまいります。

(6) 運転資本

当社の運転資金需要のうち主なものは、車両の仕入高並びに人件費、広告宣伝費及び店舗賃借料等の販売費及び一般管理費であります。また、投資資金需要の主なものは、新規店舗の出店等に伴う設備投資によるものであります。

当社は、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金を基本として調達しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、営業基盤の強化を目的として、総額66,247千円の設備投資を実施いたしました。

主な内容は、豊田店（愛知県豊田市）及び岸和田店（大阪府岸和田市）の新設工事（47,814千円）であります。

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	工具、器具及び備品	合計	
豊田店 (愛知県豊田市)	店舗 整備工場	-	341	17,901	-	-	18,242	4 (1)
岸和田店 (大阪府岸和田市)	店舗 整備工場	20,319	9,253	-	-	-	29,572	4 (1)

(注) 1. 従業員数欄は、臨時雇用者数を外書しております。

2. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資計画は、経済環境の動向、業界の需給状況及び投資効率等を総合的に勘案し、取締役会での審議を経て策定しております。

なお、中間会計期間末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
枚方店 (大阪府枚方市)	店舗 整備工場	41,000	2,950	借入金	2026年3月	2026年6月	200台増加

(注) 中間会計期間末（2026年5月31日）現在において新設を計画しておりました「枚方店」（大阪府枚方市）については、2026年6月1日に新設工事が完了し、同年6月11日より営業を開始しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年2月5日(注)	999,800	1,000,000	—	10,000	—	—

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月5日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Y S S	愛知県碧南市緑町五丁目70番地	500,000	50.00
荻谷 大作	愛知県碧南市緑町	499,900	49.99
株式会社オートコミュニケーションズ	東京都品川区東五反田2-3-1 損保ジャパン五反田共同ビル6階	100	0.01
計	—	1,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高 (円)	—	—	—	—	—	3,000
最低 (円)	—	—	—	—	—	3,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社は、2026年5月13日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしましたので、2025年12月から2026年4月の株価について記載事項はありません。

3 【役員の状況】

2026年4月10日付発行者情報の公表日後、当発行者情報の公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 経理部長	取締役 管理部長	井手 麻衣子	2026年7月1日
取締役 購買部長	取締役 営業部長	早崎 誠也	2026年7月1日

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日)より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 2 485,716	※ 2 453,580
売掛金	973,009	1,197,913
商品	488,822	643,350
貯蔵品	1,461	858
前渡金	44,208	113,284
前払費用	50,772	65,158
その他	26,080	32,222
流動資産合計	2,070,071	2,506,369
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	642,398	657,181
構築物（純額）	175,462	185,966
機械及び装置（純額）	79,055	93,229
車両運搬具（純額）	7,369	5,807
工具、器具及び備品（純額）	10,006	9,230
建設仮勘定	2,420	21,300
有形固定資産合計	※ 1 916,712	※ 1 972,715
無形固定資産		
借地権	46,613	45,122
ソフトウェア	12,545	14,156
無形固定資産合計	59,158	59,279
投資その他の資産		
投資有価証券	580	14,527
長期前払費用	19,252	21,783
差入保証金	127,723	137,815
その他	51,532	21,933
投資その他の資産合計	199,087	196,060
固定資産合計	1,174,959	1,228,054
繰延資産		
社債発行費	805	658
繰延資産合計	805	658
資産合計	3,245,836	3,735,082

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	237,615	263,655
短期借入金	※2, ※4 1,058,500	※2, ※4 1,008,700
1年内償還予定の社債	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 213,250	※2 258,185
未払金	163,165	195,912
未払費用	78,713	96,001
未払法人税等	43,288	115,064
前受金	3,938	2,377
賞与引当金	21,759	8,337
その他	30,107	80,759
流動負債合計	1,855,337	2,028,993
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	※2 1,131,453	※2 1,179,330
繰延税金負債	1,441	5,629
資産除去債務	53,936	73,761
その他	10,950	7,876
固定負債合計	1,297,780	1,366,597
負債合計	3,153,117	3,395,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,719	326,935
利益剰余金合計	82,719	326,935
株主資本合計	92,719	336,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	2,555
評価・換算差額等合計	—	2,555
純資産合計	92,719	339,491
負債純資産合計	3,245,836	3,735,082

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)		
売上高	※ 1	5,734,458
売上原価		3,815,691
売上総利益		1,918,767
販売費及び一般管理費	※ 2	1,531,685
営業利益		387,081
営業外収益		
受取利息		421
その他		386
営業外収益合計		807
営業外費用		
支払利息		24,916
支払手数料		692
社債発行費償却		146
その他		2
営業外費用合計		25,757
経常利益		362,131
特別利益		
固定資産売却益	※ 3	10
特別利益合計		10
税引前中間純利益		362,141
法人税、住民税及び事業税		115,129
法人税等調整額		2,796
法人税等合計		117,925
中間純利益		244,216

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年12月1日 至 2026年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	10, 000	82, 719	82, 719	92, 719	—	—	92, 719
当中間期変動額							
中間純利益		244, 216	244, 216	244, 216			244, 216
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					2, 555	2, 555	2, 555
当中間期変動額合計	—	244, 216	244, 216	244, 216	2, 555	2, 555	246, 771
当中間期末残高	10, 000	326, 935	326, 935	336, 935	2, 555	2, 555	339, 491

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	362,141
減価償却費	42,152
受取利息及び受取配当金	△ 421
支払利息	24,916
固定資産売却益	△ 10
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 13,421
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 224,904
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 153,925
仕入債務の増減額 (△は減少)	26,040
前渡金の増減額 (△は増加)	△ 69,075
未払消費税等の増減額 (△は減少)	48,884
未払金の増減額 (△は減少)	18,489
未払費用の増減額 (△は減少)	17,289
預り金の増減額 (△は減少)	2,484
その他	△ 20,480
小計	60,160
利息及び配当金の受取額	329
利息の支払額	△ 24,731
法人税等の支払額	△ 43,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 13,200
有形固定資産の取得による支出	△ 66,321
無形固定資産の取得による支出	△ 4,000
投資有価証券の取得による支出	△ 8,000
差入保証金の差入による支出	△ 11,200
その他	4,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 97,825
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 49,800
長期借入れによる収入	204,000
長期借入金の返済による支出	△ 111,188
社債の償還による支出	△ 5,000
割賦債務の返済による支出	△ 3,618
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,393
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 71,025
現金及び現金同等物の期首残高	395,635
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 324,609

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～39年
構築物	10年～20年
機械及び装置	8年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) カーリース部門

①リース車両販売については、リース契約に基づき自動車を提供しており、当該自動車を顧客に引渡した時点をもって履行義務が充足されるものと判断し、収益を計上しております。

②オークション車両販売については、オークションでの落札時点で当該自動車に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。

(2) 整備钣金部門

整備钣金売上については、サービスの提供完了時点をもって収益を計上しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	277,887 千円	318,595 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
現金及び預金(定期預金)	90,080 千円	86,171 千円
計	90,080	86,171

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
短期借入金	558,500 千円	508,700 千円
1年内返済予定の長期借入金	72,416	86,384
長期借入金	283,661	329,819
計	914,577	924,903

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
当座貸越極度額の総額	900,000 千円	900,000 千円
借入実行残高	900,000	900,000
差引額	—	—

※4 財務制限条項

前事業年度（2025年11月30日）

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

コミットメントライン契約

（融資枠500,000千円、2025年11月30日残高 500,000千円）

- (a) 基本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が0円を下回らないようにすること。
- (b) 基本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。

当中間会計期間（2026年5月31日）

当社のコミットメントライン契約には財務制限条項があり、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

コミットメントライン契約

（融資枠500,000千円、2026年5月31日残高 500,000千円）

- (a) 基本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が0円を下回らないようにすること。
- (b) 基本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。

（中間損益計算書関係）

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「【注記事項】（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
給与手当	365,193 千円
広告宣伝費	439,944
退職給付費用	6,562
賃借料	164,237
減価償却費	42,152

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
機械及び装置	10 千円
計	10

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200	999,800	—	1,000,000
合計	200	999,800	—	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金勘定	453,580 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 128,971
現金及び現金同等物	324,609

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表（貸借対照表）計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	105,000	101,742	△ 3,257
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,344,703	1,317,319	△ 27,383
負債計	1,449,703	1,419,061	△ 30,641

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	580

当中間会計期間（2026年5月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	13,947	13,947	—
資産計	13,947	13,947	—
社債 (1年内償還予定を含む)	100,000	96,182	△ 3,817
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,437,515	1,401,487	△ 36,027
負債計	1,537,515	1,497,670	△ 39,844

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (千円)
非上場株式	580

(※3) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
前事業年度（2025年11月30日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（2026年5月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
投資信託	—	13,947	—	13,947
資産計	—	13,947	—	13,947

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2025年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	101,742	—	101,742
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,317,319	—	1,317,319
負債計	—	1,419,061	—	1,419,061

当中間会計期間（2026年5月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	96,182	—	96,182
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,401,487	—	1,401,487
負債計	—	1,497,670	—	1,497,670

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025年11月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2026年5月31日)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	13,947	10,000	3,947
	小計	13,947	10,000	3,947
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		13,947	10,000	3,947

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表 (貸借対照表) に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、賃借している店舗の賃貸借契約に基づき、契約終了時に原状回復義務を負っております。
これらに係る費用について資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、店舗の賃貸借契約の契約期間に応じて20年～30年と見積もり、割引率は0.43%～
2.87%を使用して、資産除去債務を計上しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
期首残高	47,408 千円	53,936 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,234	19,589
時の経過による調整額	292	236
中間期末 (期末) 残高	53,936	73,761

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、カーリース事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。なお、当社の顧客との契約から生じる収益は、すべて一時点で移転される財またはサービスであります。

	当中間会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
カーリース部門	5,201,367 千円
整備钣金部門	512,147
顧客との契約から生じる収益	5,713,514
その他収益(注)	20,943
外部顧客への売上高	5,734,458

(注) その他収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益を認識しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針)

5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年5月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	985,070 千円	973,009 千円
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	973,009	1,197,913
契約負債(期首残高)	3,343	3,938
契約負債(中間期末(期末)残高)	3,938	2,377

契約負債は、顧客との契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、カーリース事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（収益認識関係）に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高（千円）
昭和リース株式会社	2,555,070
プレミアム株式会社	1,031,601

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年11月30日)	当中間会計期間 (2026年 5 月31日)
1株当たり純資産額	92.72 円	339.49 円

（注）当社は、2026年2月5日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年12月 1 日 至2026年 5 月31日)
1株当たり中間純利益	244.22 円
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	244,216
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	244,216
普通株式の期中平均株式数（株）	1,000,000

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2026年2月5日付で普通株式 1 株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(資金の借入及び社債の発行)

1. 当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、長期運転資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決定し、2026年6月30日付けで実行しております。

(1)	借入先	株式会社りそな銀行
(2)	借入金額	250,000千円
(3)	借入金利	1カ月TIBOR+スプレッド1.2%
(4)	借入実行日	2026年6月30日
(5)	返済予定日	2031年6月30日
(6)	担保の有無	無
(7)	保証の有無	無

2. 当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、設備投資資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決定し、2026年7月10日付けで実行しております。

(1)	借入先	株式会社静岡銀行
(2)	借入金額	41,000千円
(3)	借入金利	変動1.85%
(4)	借入実行日	2026年7月10日
(5)	返済予定日	2033年7月15日
(6)	担保の有無	無
(7)	保証の有無	無

3. 当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、長期運転資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決定し、2026年7月31日付けで実行しております。

(1)	借入先	株式会社十六銀行
(2)	借入金額	200,000千円
(3)	借入金利	変動2.15%
(4)	借入実行日	2026年7月31日
(5)	返済予定日	2033年7月15日
(6)	担保の有無	無
(7)	保証の有無	無

4. 当社は、2026年7月17日開催の取締役会において、長期運転資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決定し、2026年7月31日付けで実行しております。

(1)	借入先	株式会社三十三銀行
(2)	借入金額	50,000千円
(3)	借入金利	変動1.55%
(4)	借入実行日	2026年7月31日
(5)	返済予定日	2029年7月15日
(6)	担保の有無	無
(7)	保証の有無	無

5. 当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、財務代理人及び引受人である株式会社あいち銀行より、環境保全や持続可能な社会の実現を目指す企業として認定を受け、ESG私募債として発行することを決定し、2026年6月25日付けで実行しております。

(1)	引受先	株式会社あいち銀行
(2)	発行金額	100,000千円
(3)	社債金利	固定1.55%
(4)	社債発行日	2026年6月25日
(5)	償還予定日	2031年6月25日
(6)	担保の有無	無
(7)	保証の有無	愛知県信用保証協会

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外国専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年 8 月 31 日

ディープラス株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

岩村 豊正

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

杉江 明俊

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディープラス株式会社の2025年12月1日から2026年11月30日までの第14期事業年度の中間会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ディープラス株式会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上